

# 東京外かく環状道路（関越～東名） 環境モニタリング調査（騒音・振動）の結果について（お知らせ）

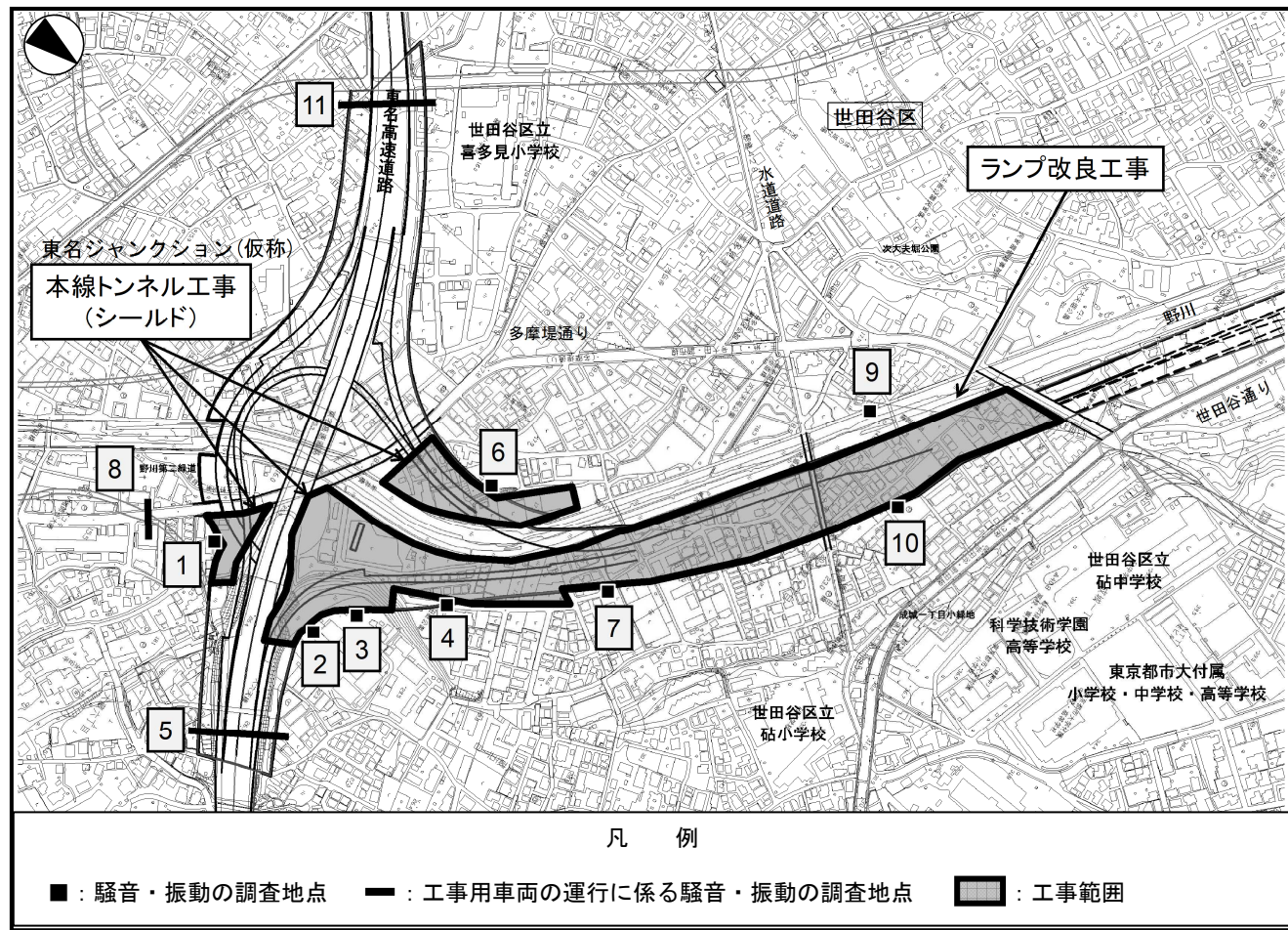
## 東名 JCT（仮称）周辺 騒音・振動調査

春季（令和5年3月～令和5年5月）に実施した騒音・振動調査の結果についてお知らせします。

### ◆調査期間

騒音・振動：令和5年3月9日（木）、3月10日（金）  
令和5年4月25日（火）、4月27日（木）  
令和5年5月9日（火）、5月16日（火）、5月29日（月）

### ◆調査位置図



### ◆問い合わせ

担当窓口：国土交通省関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 計画課  
電話番号：0120-34-1491（外環専用フリーダイヤル 平日9：15～18：00）

### ◆調査結果

○建設機械の稼働に係る騒音レベル（ $L_{A5}$ ）・振動レベル（ $L_{10}$ ）  
・騒音、振動共に基準値を下回る結果となっています。

調査地点	調査日	騒音レベル $L_{A5}$ (dB)		振動レベル $L_{10}$ (dB)		調査地点	調査日	騒音レベル $L_{A5}$ (dB)		振動レベル $L_{10}$ (dB)	
		工事中平均	工事中最大	工事中平均	工事中最大			工事中平均	工事中最大	工事中平均	工事中最大
1	5月29日	60	65	37	39	9	3月9日	54	59	28	31
2	5月29日	66	68	34	36		4月27日	53	58	27	32
3	5月29日	59	63	33	35		5月16日	53	58	28	32
7	3月10日	56	61	29	33	10	3月9日	54	60	35	44
	4月25日	53	58	29	37		4月27日	53	61	30	35
	5月9日	60	64	32	36		5月16日	55	63	41	49
法令による規制基準	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 <sup>※1</sup>		特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 <sup>※2</sup>		法令による規制基準	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 <sup>※1</sup>		特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 <sup>※2</sup>			
	85		75			85		75			
条例による勧告基準	指定建設作業に適用する勧告基準 <sup>※3</sup>		指定建設作業に適用する勧告基準 <sup>※3</sup>		条例による勧告基準	指定建設作業に適用する勧告基準 <sup>※3</sup>		指定建設作業に適用する勧告基準 <sup>※3</sup>			
	80		70			80		70			

- ※1 騒音規制法の規定に基づく基準
- ※2 振動規制法施行規則で定める基準
- ※3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則で定める基準
- ※4 調査地点1、2、3の周辺では、3月～4月は工事が行われなかったため、調査を実施していません。
- ※5 調査地点4、6の周辺では、3月～5月は工事が行われなかったため、調査を実施していません。

### ○工事用車両の運行に係る騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）・振動レベル（ $L_{10}$ ）

・騒音、振動共に基準値を下回る結果となっています。

調査地点	調査日	騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)		振動レベル $L_{10}$ (dB)	
		昼間 <sup>※1</sup>	夜間 <sup>※2</sup>	昼間 <sup>※2</sup>	工事中最大
5	3月9日	60	43	49	
	4月27日	61	44	46	
	5月16日	62	45	49	
8	3月9日	69	44	48	
	4月27日	70	44	47	
	5月16日	70	44	48	
基準値		幹線道路に近接する空間の環境基準 <sup>※3</sup>		道路交通振動の要請限度 <sup>※4</sup> （第1種区域）	
		70		65	

- ※1 騒音レベル $L_{Aeq}$ の昼間は6～22時の平均値
- ※2 振動レベル $L_{10}$ の昼間は8～19時の平均値
- ※3 環境基本法の規定に基づく基準
- ※4 振動規制法施行規則で定める限度
- ※5 調査地点11の周辺では、3月～5月は工事用車両が通行しなかったため、調査を実施していません。

### 参考

#### ◆解説

- 騒音レベル $L_{A5}$   
騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から5%目の値を $L_{A5}$ と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に示された基準値と比較する値です。
- 振動レベル $L_{10}$   
騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を $L_{10}$ と表します。これは、「振動規制法施行規則」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に示された基準値と比較する値です。
- 騒音レベル $L_{Aeq}$   
騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。時間的に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内に受けたエネルギーを時間平均した値を $L_{Aeq}$ と表します。これは、「騒音に係る環境基準」に示された基準値と比較する値です。